

住みなれた地域での生活支援

# 第7章

## 第7章 住みなれた地域での生活支援

### 1 現状と課題

#### 現 状

急速な高齢化が進行する中、地域におけるつながりや家族関係の希薄化、地域コミュニティにおける相互扶助機能の低下等により高齢者の孤立化が進み孤独死につながるおそれがあります。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、高齢者の安否確認や支援活動などを通じ、地域の「絆」が重要であることを改めて見直すきっかけとなりました。

本市の平成23年5月末のひとり暮らし高齢者数は27,821人で、今後も増加するものと推計しています。

市内12か所に設置したあんしんケアセンターでは、介護予防のためのケアマネジメントや介護保険以外のサービスを含む高齢者やその家族に対する総合相談支援、高齢者虐待や成年後見などの権利擁護、支援困難事例の対応など地域における多職種協働・連携のネットワークづくりに取り組んでいます。

ひとり暮らし高齢者等に対する支援としては、安心電話や緊急通報装置などによる安否確認のほか、配食サービス、家具転倒防止金具等取付費用助成などを行っています。

また、「千葉市地域福祉計画」に基づき、自治会や社会福祉協議会地区部会などが行う見守り活動や買い物支援、地域資源をいかしたネットワークの整備のほか、見守り活動拠点整備に係る初度設備費用の補助を行うことにより、住民同士が支え合う共助のシステムも徐々に広がりつつあります。

災害時に一人で避難することが困難な重度の要介護高齢者や障害者などを支援するため、災害時要援護者名簿システムを整備し、消防局と情報を共有することにより、火災時などにおける要援護者の安全を確保しています。同時に、要援護者の避難支援や安否確認を円滑に行うため、要援護者情報を地域の民生委員などへ提供できる体制を整えるとともに、災害時の要援護者の基本的事項を定めた「千葉市災害時要援護者支援計画」を策定しました。

全国的に増えている悪質商法による高齢者の被害については、本市においても相談が増加していることから、消費者被害から高齢者を守るため、「千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議」を開催しています。消費者被害の予防、早期発見、拡大防止につながるよう、高齢者の身近にいる人々に対し積極的にPRを行っています。

高齢者が地域で安心して生活が送れるよう、バリアフリー化の取り組みを推進するとともに、高齢者向けの住宅の確保や外出支援策としてコミュニティバスの運行を行うなど多様な移動手段の確保に努めています。

## ★平成22年度実態調査から

介護が必要になってからも在宅介護を希望する人が6割を超えています。(図表7-1)

また、ひとり暮らし高齢者のうち、見守りが必要と感じている人の割合は、14.6%となっています。(図表7-2)

## 課題

各あんしんケアセンターの業務量が増大していることや担当圏域が広いため地域包括ケアネットワークの構築が進んでいないことから、圏域の見直しと増設が必要です。

ひとり暮らし高齢者が今後も増加していくことが予想される中、高齢者が一人でも安心して暮らしていけるよう、緊急通報装置や安心電話などの普及を図るとともに、あんしんケアセンター、民生委員、地域住民などが連携して高齢者の孤立を防ぎ、孤独死を防止するため見守り等の取り組みを充実させていくことが求められています。

また、地域において広がりつつある支え合い体制づくりが有効に働くよう支援をする必要があります。

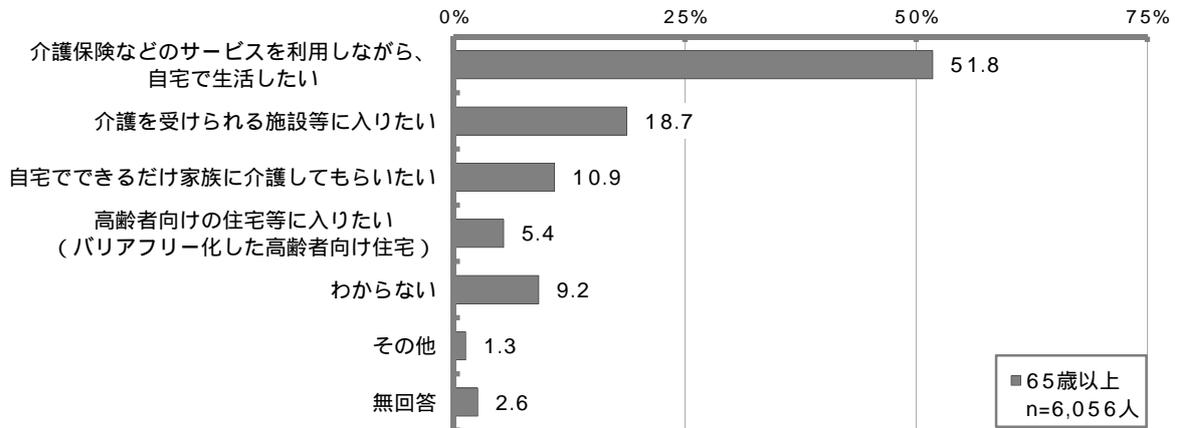
さらに、高齢者が適切に保健・福祉サービスを受けられるよう、保健福祉センターとあんしんケアセンターの連携強化を図っていく必要があります。

要支援・要介護状態にならないための介護予防や、在宅医療や在宅介護の推進、認知症高齢者の早期発見や早期治療など、今後、地域において医療・介護・福祉の連携強化はもとより、生活支援サービスを含んだ地域包括ケアネットワーク構築の要としての役割があんしんケアセンターに求められています。

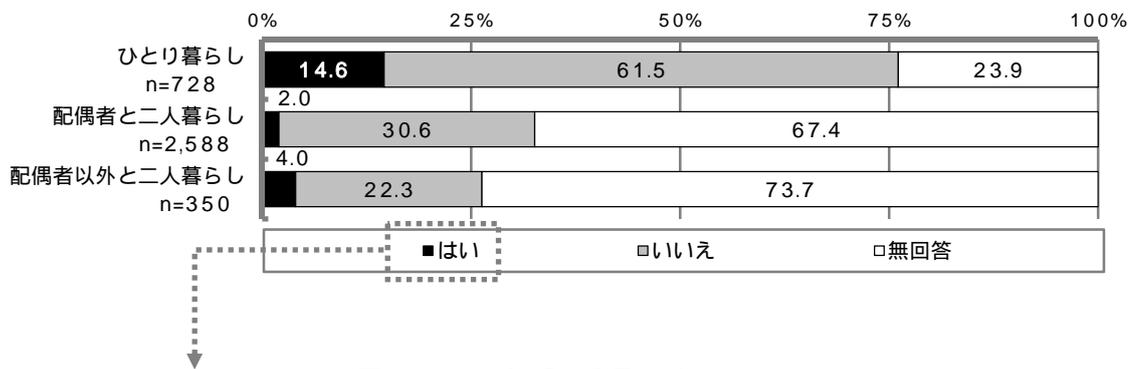
災害から高齢者を守るためには、それぞれの要援護者の状況に応じた的確な支援が必要です。また、災害時にはメールなどの電子媒体といった手法の安否確認が有効であり、これらを活用した仕組みづくりが必要です。

高齢者が安全に外出し、積極的に社会と関われるよう、バリアフリー化など高齢者にやさしいまちづくりの推進と、高齢者が安心して住むことのできる住宅の確保が必要です。

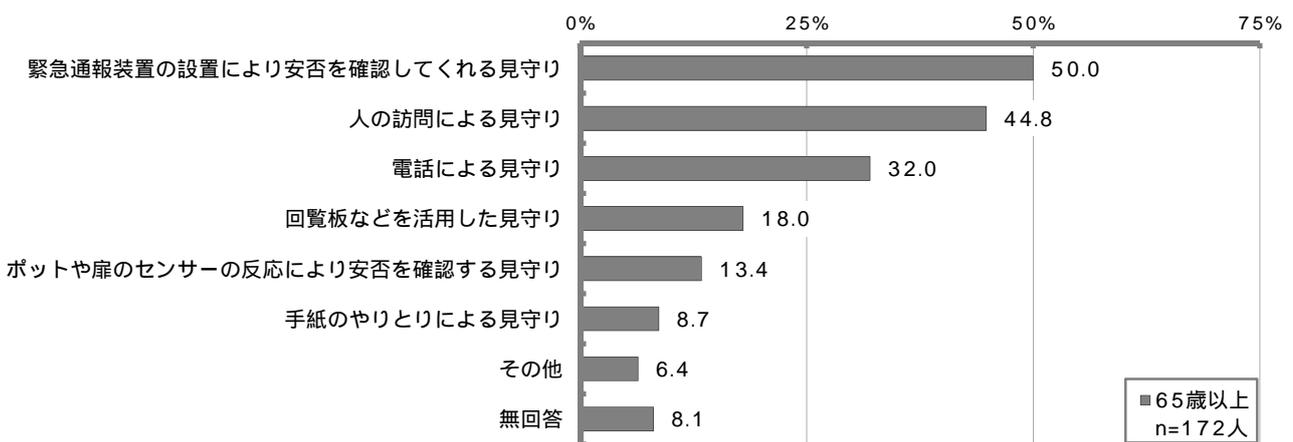
図表 7-1 要介護状態になった場合に希望する介護



図表 7-2 日常生活で見守りが必要



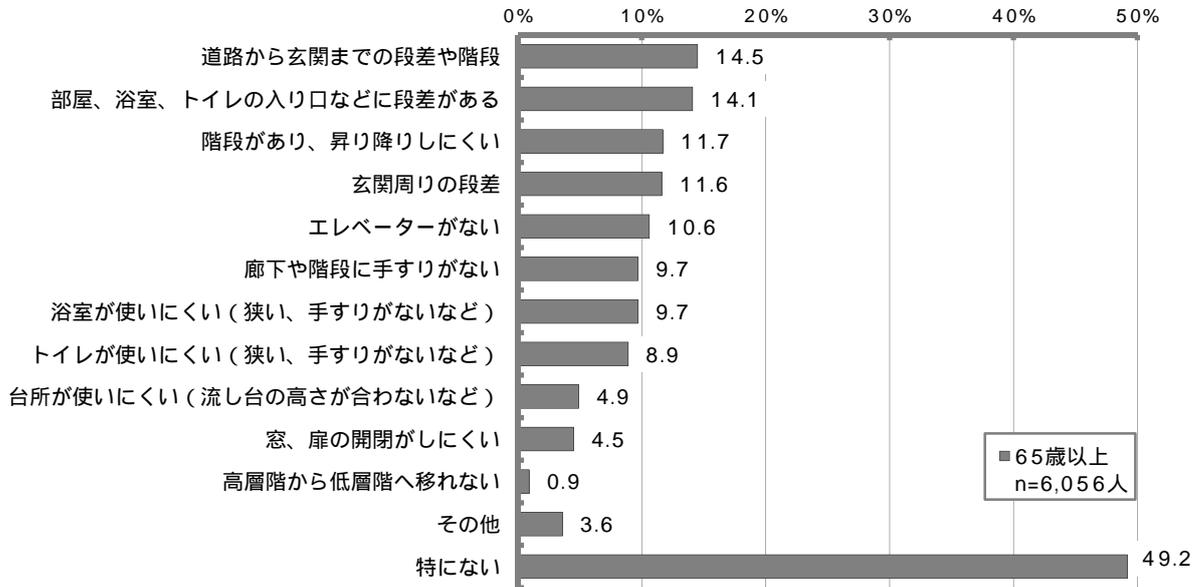
図表 7-3 希望する見守り



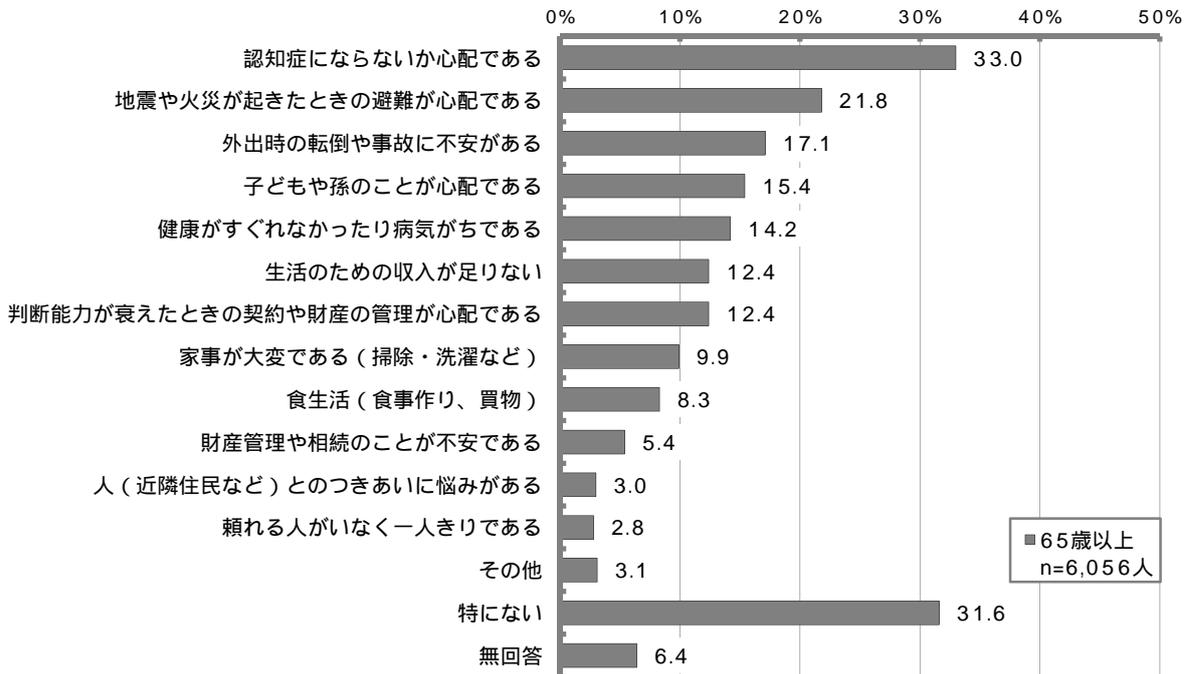
注：“配偶者と二人暮らし”“配偶者以外と二人暮らし”は65歳未満との二人暮らしも含まれる。

資料：平成22年度実態調査

図表 7-4 現在の住まいで不便なこと



図表 6-1 日常生活での不安・悩みごと(再掲)



資料：平成 22 年度実態調査

## 2 今後の方針

### (1) あんしんケアセンター

高齢者が住みなれた地域で、安心した生活が送れるよう、介護予防ケアプランの作成をはじめ、高齢者の介護や福祉などに関するさまざまな相談に応じるほか、権利擁護などの支援を行います。

地域包括ケアネットワークの構築を進めるため、圏域の見直しとあんしんケアセンターの増設を行います。

また、あんしんケアセンターが地域包括ケア会議などを通じ、介護や医療などの関係機関のほか、民生委員やボランティアなどの関係者に働きかけ、ネットワークを構築します。

高齢者の生活を地域で支える地域包括ケアの仕組みが十分に機能できるよう、あんしんケアセンターの増設や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスなどへの事業者の参入を促し、地域包括ケア体制の整備を推進します。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	あんしんケアセンター運営	地域における総合的な相談窓口としてあんしんケアセンターを運営し、介護予防マネジメントを行うとともに、保健福祉サービスをはじめ、さまざまな生活支援サービスとの調整等を行います。 地域包括ケアの中心的役割を担うあんしんケアセンターを12か所から24か所に増設し、ネットワークの構築を進めるほか、機能の充実を図ります。	高齢福祉課
2	あんしんケアセンター一等運営部会	あんしんケアセンターにおける包括支援事業の円滑な実施及びセンターの中立性、公正性を確保します。	高齢福祉課

### (2) 保健・医療・福祉の一体的サービスの提供

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住みなれた地域や家庭で暮らしていくことができるよう、地域における保健・医療・福祉の関係機関の連携体制の充実に努めます。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	保健福祉センター運営	地域保健福祉活動の拠点として保健福祉センターを各区に設置し、保健・医療・福祉に関する情報提供、多様な相談への的確な対応及び関係機関との連携強化を図り、各種サービスの総合的な提供を行います。	各所管課

番号	事業名	事業内容	所管課
2	地域の保健・医療・福祉関連連携の強化	困難事例の対応のために、区の保健福祉センター・あんしんケアセンターをはじめ、ケアマネジャーや介護サービス提供機関、医療機関、住民参加型組織等との連絡・調整機能の充実を図り、地域の保健・医療・福祉活動に関わるさまざまな機関の連携を強化します。	各所管課
3	在宅医療の充実（再掲）	<p>病院とかかりつけ医など医療機関の役割分担と連携、さらには医療と介護の連携を強化するとともに、在宅療養支援診療所をはじめ、かかりつけ医の機能強化を促進します。</p> <p>市立青葉病院においては、在宅医療支援病床を活用し、在宅医療の充実に努めます。</p> <p>また、訪問看護や訪問リハビリテーションなど居宅サービス提供体制の充実を図るとともに、在宅のねたきり高齢者の歯科医療を確保するため、訪問歯科診療を実施するほか、かかりつけ薬局による在宅患者訪問薬剤管理指導の促進を図ります。</p>	健康企画課 市立青葉病院

### (3) ひとり暮らし高齢者等への支援

家庭環境などにより、在宅において一人で生活することが困難な高齢者のため、生活の場を提供するとともに、ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らし続けることができるよう、また、孤独死に至るようなことがないよう、支援します。

安心電話、緊急通報装置、配食サービスなどの利用を促進するとともに、地域でひとり暮らし高齢者等を支え合う仕組みを構築していきます。

大宮台団地の取り組みや国のモデル事業である安心生活創造事業（み・まも～れ幸町）の取り組みなど、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制づくりが進んでいる地区の事例を他の地区へ普及させるための啓発活動を行っていきます。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	安心電話事業	在宅のひとり暮らし高齢者に対し、電話をかけることで安否確認を行うとともに、孤独感の解消を図ります。	高齢福祉課
2	食の自立支援（配食サービス）事業	心身上の障害、疾病等の理由により調理等を行うことが困難なひとり暮らしの高齢者や要支援・要介護認定者に対し、食関連サービスの利用調整及び配食サービスを行うことにより、より健康で自立した生活が送れるよう支援します。	高齢福祉課
3	緊急通報システム整備事業	ひとり暮らし高齢者等の居宅に、電話回線を利用した緊急通報装置の設置を行い、安否確認や緊急時の対応を行います。	高齢福祉課

番号	事業名	事業内容	所管課
4	日常生活用具給付等事業	ひとり暮らし高齢者に電磁調理器 <sup>*</sup> 、自動消火器、老人用電話などの日常生活用具等の給付を行います。	高齢福祉課
5	養護老人ホーム	経済的な事情や家庭環境上の理由等により、在宅での生活が困難な高齢者が入所する施設です。	高齢施設課
6	軽費老人ホーム <sup>*</sup> (A型)	健康な方で、家庭環境や住宅事情により、居宅において家族と生活することが困難な高齢者のための施設です。	高齢施設課
7	軽費老人ホーム(ケアハウス)	自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安があり、家庭の援助を受けることが困難な高齢者のための施設です。	高齢施設課
8	高齢者見守りネットワーク構築の推進(再掲)	地域住民やライフライン事業者などが連携して高齢者を支え合う見守りネットワークづくりを支援します。	高齢福祉課
9	地域見守り活動支援事業	ひとり暮らし等の高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉法人等が新たに行う地域見守り活動や買い物支援などの助け合い活動等について、活動拠点の設備費用の一部を助成します。	高齢福祉課
10	訪問理美容サービス事業	在宅の重度要介護者に、理容師や美容師を派遣して調髪を行う際に、その出張費用を助成し、高齢者の衛生面を支援します。	高齢福祉課
11	ねたきり老人歯科診療送迎事業	ねたきり高齢者が、市休日救急診療所で歯科診療を受ける際、リフト付きのタクシーを利用した場合に運賃の一部を助成します。	高齢福祉課
12	寝具乾燥サービス事業	自分で布団干しなどが困難な在宅のねたきり高齢者等の寝具を、寝具乾燥車を派遣して無料で乾燥又は丸洗いします。	高齢福祉課
13	おむつ給付等事業	在宅の要支援高齢者 <sup>*</sup> におむつの給付等を行い、介護者の負担軽減を図ります。	高齢福祉課
14	家族介護研修事業	在宅で高齢者を介護する家族を対象に、介護講習会を実施することにより、個々の事情に応じた介護に関する相談を受けたり、介護者同士の交流を図ります。	高齢福祉課
15	家族介護慰労事業	1年間介護保険サービスを利用しなかった重度要介護者を介護している家族に慰労金を支給します。	高齢福祉課
16	居宅介護支援事業者等支援	在宅サービスを受けていない要支援・要介護認定者が住宅改修をする場合、理由書を作成したケアマネジャーを支援します。	介護保険課
17	三世代同居等支援事業	親・子・孫などの三世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立防止、家族の絆の再生を図るため、三世代家族の同居などに必要な費用の一部を助成します。	高齢福祉課
18	地域のつどい・ふれあい入浴事業	高齢者同士や多様な世代の市民が、コミュニケーションを深め、交流が図れるよう公衆浴場の利用に対し助成を行います。	高齢福祉課 生活衛生課

(4) 支え合いの体制づくりの促進

高齢者が地域で安心して健やかに暮らし続けることができるよう、民生委員や地域住民、ライフライン事業者などが支え合う高齢者の見守りネットワークづくりを支援します。

また、地域支え合い体制づくり事業により地域に整備された支え合いの体制を継続させるため、引き続き支援します。

高齢者が特別養護老人ホーム等で行うボランティア活動に対して、ポイントを付与する、介護支援ボランティア制度を構築し、高齢者のボランティア活動への参加を支援します。

市民やボランティア団体等に対し、情報提供や相談に応じるなどボランティア活動への支援を充実するほか、地域で支え合いの活動をする団体等を支援します。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	ボランティア活動の促進（再掲）	千葉市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、幅広い市民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、情報の提供や講座を開催し、ボランティアの育成を図ります。 また、ボランティア活動の活動施設や書籍等の貸出しを行い、ボランティア活動を行う人を支援します。	地域福祉課
2	社会福祉施設におけるボランティア受け入れ体制の支援	施設におけるボランティア活動を円滑に進めるために、ボランティアコーディネーター*による社会福祉施設でのボランティア受け入れ体制の整備を支援します。	各所管課
3	市民活動センター	ボランティア活動やNPO*活動に関する情報提供や活動場所の提供、活動に関する相談などを行います。	市民自治推進課
4	地域見守り活動支援事業（再掲）	ひとり暮らし等の高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉法人等が新たに行う地域見守り活動や買い物支援などの助け合い活動等について、活動拠点の設備費用の一部を助成します。	高齢福祉課
5	地域福祉計画の推進	住民の参加と活動によって地域の生活課題の解決を図る区ごとの「区地域福祉計画」と、6区の計画を踏まえ、市が全市的に取り組むべき施策を中心とした、「市地域福祉計画」を推進します。	地域福祉課
6	三世同居等支援事業（再掲）	親・子・孫などの三世家族の形成を促進し、高齢者の孤立防止、家族の絆の再生を図るため、三世同居などに必要な費用の一部を助成します。	高齢福祉課
7	ボランティアズカフェ	ボランティアに関する総合的な情報提供を行います。	市民自治推進課

番号	事業名	事業内容	所管課
8	ボランティアデータベースの運用(再掲)	ボランティア活動の活性化を図るため、市、千葉市国際交流協会、千葉市ボランティアセンター及びちば生涯学習ボランティアセンターが保有するボランティア関連情報を集約し、情報提供します。	市民自治推進課

### (5) 防犯・防災対策の推進

災害発生時に高齢者を支援する体制を整備するとともに、防犯や交通事故に対する啓発を行います。

災害時における要援護者の支援については、それぞれの要援護者の状況に応じた的確な支援が重要であることから、防災関係部局や地域の自治会組織、自主防災組織、民生委員等と連携し、災害時要援護者支援計画に基づく安否確認や避難支援の仕組みづくりを進めます。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	災害時要援護者支援計画	「千葉市災害時要援護者支援計画」では、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、災害時要援護者情報の収集・共有の方法、避難準備情報等の発令・伝達方法など、災害時要援護者対策の基本的事項を定め、高齢者や障害者などへの防災対策を推進します。	危機管理課
2	防災知識の普及啓発	高齢者を災害から守るため、各種災害に対する防災知識の普及・啓発に努めるとともに、避難場所等の周知を図ります。	防災対策課
3	災害時要援護者の把握	災害発生時に、自力で避難できない高齢者や障害者などの安否確認や避難誘導支援を円滑に行うため、災害時要援護者名簿システムにより要援護者の把握を行います。 また、要援護者の避難や安否確認を円滑に行うため、要援護者情報を地域の民生委員などへ提供します。	高齢福祉課 介護保険課 障害者自立支援課
4	災害時要援護者情報の消防局での活用	災害時要援護者名簿システムで把握した要援護者情報を消防局の総合指令情報システムに取り込むことで、火災や風水害等の発生時に、災害地点から一定範囲の要援護者の安全を確保します。	指令課
5	災害発生時における高齢者支援体制の整備	災害から高齢者を守るため、地域の自治会組織、自主防災組織、民生委員・児童委員等との密接な連携を図り、地域での日頃からの見守り・手助けなどの支え合いが災害時にいきる支援体制の整備に努めます。 さらに、災害発生時の緊急避難的措置として、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の空きベッドを活用し、要介護高齢者等の一時受け入れの体制についても検討を進めます。	防災対策課 地域福祉課 高齢福祉課 高齢施設課 障害企画課

番号	事業名	事業内容	所管課
6	住宅防火訪問指導	高齢者世帯等を対象に防火訪問を実施し、各世帯・住宅ごとの防火安全性の現状評価及び改善のための防火指導を行います。 また、防火訪問の際には、要援護老人等日常生活用具給付等事業の給付対象品目に住宅用火災警報器が含まれていることを紹介し、当該事業を活用した住宅用火災警報器の普及を促進します。	予防課
7	ちばし安全・安心メール	防犯・防災・消防に関する情報を、電子メールにより市民等に提供し、市民の防犯防災に対する意識向上を図ります。	地域振興課 防災対策課 指令課
8	交通事故の防止	高齢者に対し、「交通安全についてのマナー・ルール」の講話等を実施し、交通事故防止の普及・啓発を図ります。	地域振興課
9	千葉県高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク	関係機関及び団体が密接に連携し、悪質商法による高齢者などの消費者被害の防止を図ります。	消費生活センター
10	消費者被害の防止	悪質商法などから高齢者を守るため、高齢者や高齢者に接する機会が多い方々に対し、くらしの巡回講座を実施し、悪質商法の手口や対処方法などの理解の促進を図ります。	消費生活センター
11	家具転倒防止対策事業	地震災害時における高齢者の安全を確保するため、住居への家具転倒防止金具取付費用の一部を助成します。	高齢福祉課

注：地域振興課は平成24年4月より市民サービス課に名称が変わります。

## (6) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が安心して外出し、積極的に社会に関われるよう、都市施設、公園、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、多様な移動手段の確保と充実に努めます。

企業等との連携により、高齢者に配慮したまちづくりの推進やサービスの向上を図ります。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	都市施設の整備改善の推進	高齢者等の外出や社会参加の機会を促進するため、歩道の段差解消等バリアフリー化を進め、移動しやすい歩行空間の確保に努めます。 また、不特定多数が利用する建築物についても、高齢者等が円滑に利用できるよう施設整備の指導・助言等を行い、バリアフリーの普及に努めます。	維持管理課 建築指導課
2	都市公園のバリアフリー化	高齢者が気軽に公園を利用できるように、公園の新設及び既設公園の改修時に、園路や出入口等を中心としたバリアフリー化に努めます。	公園建設課 公園管理課 (各公園緑地事務所)
3	移動・交通手段の円滑化	高齢者等が安全で円滑に公共交通機関を利用できるよう、鉄道駅へのエレベーター等の設置、ノンステップバスの導入、モノレール駅舎への多機能トイレの設置を促進し、公共交通機関の利便性、安全性の向上を図ります。	交通政策課
4	福祉タクシー	ねたきり高齢者等がタクシーを利用する際に、その運賃の一部を助成します。	障害者自立支援課
5	福祉有償運送の実施体制の支援	NPO等の法人が、一人で移動できない高齢者や障害者に対し、福祉車両等を使用して移動手段を提供する福祉有償運送事業について支援します。	高齢福祉課
6	UR都市機構・イオン(株)との連携	UR都市機構やイオン(株)と包括的に提携し、お互いに有する資源等を有効活用することにより、高齢者に配慮したまちづくりの推進やサービスの向上を図ります。	政策調整課 経済企画課 高齢福祉課 高齢施設課 介護保険課

(7) 高齢者の住まいの充実

高齢者が地域で安心した生活を送れるよう、身体機能の低下に配慮した住宅の確保や住宅の改修を支援します。

介護や医療と連携して一定の支援サービスを提供する、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。

番号	事業名	事業内容	所管課
1	住宅のバリアフリー化の促進	高齢者などの自立した生活の確保や住宅の安全性向上などを図るため、住宅のバリアフリー化を啓発します。	住宅政策課
2	高齢者用公共賃貸住宅（シルバーハウジング※）の提供	高齢者が安心して快適な生活ができるよう安全や利便に配慮した設備や、生活支援員を配置した住宅を市営仁戸名町団地で提供します。	高齢福祉課 住宅整備課
3	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	シルバーハウジングに入居している高齢者に対して、生活相談や、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供するため、生活援助員※を派遣します。	高齢福祉課
4	生活支援ハウス※運営事業	60歳以上の独立して生活することに不安があるひとり暮らし、夫婦のみの世帯及び家族による援助を受けることが困難な高齢者に住居を提供します。	高齢福祉課
5	住宅改修費支援サービス事業	要介護高齢者のいる世帯に対し、居宅での日常生活が容易になるように浴室等を改修するときに、改修に要する費用の一部を助成します。	高齢福祉課
6	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	高齢者の居住の安定確保のため、福祉サービスを伴ったサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。	住宅政策課 高齢福祉課 高齢施設課 介護保険課
7	民間賃貸住宅への入居支援	さまざまな理由により家主から入居を敬遠されがちな方に対し、民間賃貸住宅の情報の提供と居住支援を実施します。	住宅政策課
8	市営住宅団地内への高齢者支援施設の整備	要支援・要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域や自宅で生活し続けられる住まいづくりをめざし、市営住宅団地内（100戸以上の建替）に高齢者支援施設の整備を促進します。	高齢福祉課 高齢施設課 住宅整備課 住宅政策課

## 3 施策体系

